

第四次

福島県子ども読書活動推進計画

ふくしまの
未来をひらく 読書の力



令和2年2月

福島県教育委員会



第四次福島県子ども読書活動推進計画 目次

はじめに	1
第1章 第四次福島県子ども読書活動推進計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
(3) 社会情勢の変化	
2 第三次福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況について	4
(1) 成果と課題	
(2) 数値目標の進捗状況	
3 第四次福島県子ども読書活動推進計画の基本的方針	13
(1) 計画の基本的な考え方	
(2) 基本方針	
(3) 計画期間	
第2章 推進の方向性と具体的な取組	15
第四次福島県子ども読書活動推進計画体系図	15
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために	16
(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(3) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(4) 地域における子どもの読書活動の推進	
(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために	30
(1) 図書館の整備・充実	
(2) 学校図書館の整備・充実	
(3) 連携・協力体制の構築	
基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために	39
(1) 推進のための普及や啓発	
(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供	
(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及	
第3章 計画の推進・進捗管理	42
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理	
第四次福島県子ども読書活動推進計画数値目標	43
用語解説	45
参考文献・資料	48
資料	49

「*のついた語句」はP45～P48に用語解説付き

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条）であるとともに、乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達のにも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものです。

福島県においては、平成23年3月11日の東日本大震災と原子力発電所の事故により、現在も多くの県民が避難生活を続けておりますが、被災直後、国内はもとより世界中の多くの国々から、生活に必要とされる支援物資だけではなく、避難所に暮らす子どもたちのもとに、たくさんの本や絵本も贈られ、多くの読み聞かせや昔話りのボランティアの方々が被災地を訪れ、子どもたちが参加するワークショップなども開催されました。これらの活動は子どもたちや周りの大人たちの心のよりどころとなり、生きる希望を取り戻すきっかけとなりました。この貴重な経験から、読書活動は子どもたちが未来へ向かってたくましく生き抜くための活力の源となることが、改めて認識されました。

これまで、第6次福島県教育総合計画では、「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」という基本理念のもと、教育施策の推進に努めており、子どもの読書活動については、「福島県子ども読書活動推進計画」（第一次：平成16年3月、第二次：平成22年3月、第三次：平成27年2月）に基づき、様々な取組を進めてまいりました。この間、学校における多様な読書活動の取組の広がりとともに学校司書の配置も進み、保護者や地域のボランティアと学校、図書館等との連携による読書活動が一層推進されるようになりました。また、全ての市町村において子ども読書活動推進計画が策定されるなど、子どもの読書活動の大切さに対する認識が広まりました。一方で、月に一度も本を読まない児童・生徒の割合である「不読率」の調査を見ますと、全国的な傾向と同様に、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が依然として改善されておられません。

こうしたことから、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）及びこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後おおむね5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を明らかにした「第四次福島県子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画に沿って、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、市町村教育委員会、学校、公立図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、子どもの読書活動を推進してまいります。そして、福島の復興や世界に貢献できる人材を育てるため、また、震災後にいただいた多くの御厚意に応えるためにも、読書の必要性を訴えてまいります。

結びになりますが、計画の策定に当たり、「福島県子ども読書活動推進会議」の委員の方々を始め、県民の皆様は御礼を申し上げますとともに、本県の子どもたちがすばらしい本と出会い、読書の楽しさを知り、自らの豊かな人生とふくしまの未来を切り拓いていってくださることを願っております。

令和2年2月

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

第1章

第四次福島県子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律*」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画*」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日*」とすること等を示しました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（「第一次基本計画」）、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画が定められました。第三次基本計画期間中には、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成30年4月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第四次基本計画が策定されました。

また、文部科学省において、平成29年度からの5年間の期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、学校図書館図書標準*達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書*の配置拡充を図るため、5か年計約2,350億円の地方財政措置が講じられています。

(2) 県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた「第二次福島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成27年2月には、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念（スローガン）とする「第三次福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定しました。また、県内市町村においても、第三次計画期間中の平成31年2月現在、県内全ての市町村で子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組の体制が整いつつあります。

(3) 社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第三次計画の策定から5年の間に変化しており、本計画の推進に当たり、留意すべき事項として以下のものが挙げられます。

<新学習指導要領の全面实施>

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等が公示されました。

それらの新学習指導要領において、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

<図書館法・学校図書館法の改正>

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号。以下「改正法」という。）が成立し、学校司書の法的位置付けが明確化されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。さらに、この報告を踏まえ、同年に、学校図書館の運営上望ましい基準を定めた「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識や技能を習得できる科目等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省において作成されました。

<情報通信手段の普及・多様化>

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。内閣府が実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」における平成30年度の結果によると、インターネット利用者のうちスマートフォンでの利用率は、小学生（40.7%）、中学生（65.8%）、高校生（94.3%）、さらにその中でのスマートフォンの専用率（子ども専用の割合）は、小学生（35.9%）、中学生（78.0%）、高校生（99.4%）となっており、利用率、専用率からも、子どもたちにスマートフォンが浸透していることが分かります。また、それとともに個人が所有する通信ゲームやパソコンなどの情報端末の普及とともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の情報通信手段（コミュニケーションツール）が多様化してきていることも、子どもたちの生活習慣に影響をもたらしています。

2 第三次福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況について

(1) 成果と課題

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

① 学校における子ども読書活動の推進

第三次計画数値目標1

□ 学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。

<多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合>

	平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
小学校	99.8%	100%	100%
中学校	93.9%	100%	99.1%
高等学校	76.1%	100%	100%

(「読書に関する調査」(H30)：義務教育課・高校教育課)



【葛尾村：朝の読書活動】



【下郷町：小学校での一斉読書】

- ・ 校種を問わずほぼ全ての学校において、多様な読書活動に取り組んでいます。「読み聞かせ」「朝の読書（一斉読書）」「推薦図書コーナーの設置」「ブックトーク」など、校種によって重点的に取り組む内容は異なってはいますが、多様な読書活動に積極的に取り組む学校が増えてきています。特に、小学校においては、保護者やボランティアの協力を得ながら、読書活動の取組を継続して実施する学校が多くなっています。また、読書時間を確保するために、「一斉読書」を行い、読書に親しむ機会を設けている学校も多くあります。
- ・ 幼稚園や保育所等において進められている発達段階や興味・関心に応じた絵本や物語等に親しむ体験、多様なおはなし会などは、その後の読書習慣形成にとって大切な取組であるため継続した取組を促します。

- ・ 学習指導要領にも示されているように、学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させるために、学校図書館を計画的に利用できるようにしていくことが必要です。また、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能だけでなく、児童生徒にとって、「心の居場所」としての機能を充実していくことも望まれています。

② 家庭における子ども読書活動の推進

第三次計画数値目標 2

- 家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。

<本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合>

	平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
小学校	98.5%	100%	98.6%
中学校	83.7%	100%	85.3%

(「読書に関する調査」(H30)：義務教育課)

- ・ 「本を1か月に1冊以上読んだ」と回答した児童生徒の割合は増加していますが、学年が上がるにつれて本を読んだ割合は減少しています。(参考：高校生の達成状況60.2%)
- ・ 本を読まない理由としては、小学生は「テレビ・マンガ等が楽しい」「ゲームが楽しい」となっており、中学生は「勉強等で忙しい」「テレビ・マンガ等が楽しい」、高校生は「テレビ・マンガ等が楽しい」「部活動で時間がない」となっています。不読率が高まっていく中高生に対して、読書の楽しさや意義に対する理解を深め、自主的な読書活動を促す取組を進める必要があります。
- ・ 生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に親しむ経験が重要であり、保護者の読書の必要性に対する理解が必要です。そうした保護者に対して絵本の貸出や図書だより等の配布を行っている幼稚園や認定こども園等があります。そのような取組や講座の開催、さまざまな情報提供により、保護者の理解を深めていく必要があります。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむ取組として、市町村におけるブックスタート事業*が広がりを見せています。乳幼児健診等の機会において絵本の読み聞かせを行うなど、親子のコミュニケーションを図る読書活動の啓発を推進していくことが求められています。
- ・ 家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう努めることが大切です。
- ・ スマートフォン等の普及による生活環境や家庭環境の変化が、本に親しむ機会を減少させる一因にもなっていると考えられることから、家庭において、これらの利用の仕方に一定のルールを設け、幼少期から読み聞かせ等により読書に対する興味を高めることが、読書習慣を形成する上でも大切です。



【いわき市：赤ちゃんへのおはなし会】



【喜多方市：ぬいぐるみのおとまりかい】

③ 地域における子ども読書活動の推進

第三次計画数値目標 3

□ 子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。

＜市町村における子ども読書活動推進計画の策定率＞

	平成26年度数値	平成31年度目標値	達成状況
策定率	91.5%	100%	100%
二次以降改定率	11.1%	100%	40.7%

（「社会教育課調査」(H30)：社会教育課）

- ・ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定は100%に達しました。今後は、各市町村において計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを図るとともに、本計画を基に、改定に向けた取組が必要です。

④ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 特別支援学校へ移動図書館車が巡回し、様々な本に触れる機会を提供しています。また、県立図書館や市町村立図書館は、障がいのある子どもの支援として、おはなし会や図書の貸出等、障がいの状況に応じた児童サービス*の充実を図っています。
- ・ 障がいのある子どもや帰国子女、外国籍の子どもたちの支援のための図書整備や情報提供をさらに充実していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

① 図書館の整備・充実

第三次計画数値目標4

- 児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館及び市町村立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。

<県立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
4,666冊	増加	1,882冊

(「福島県立図書館要覧」(R1): 県立図書館)

<市町村立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
140,976冊	増加	218,550冊

(「社会教育課調査」(R1): 社会教育課)

- ・ 学校図書館への貸出冊数は全体としては増加しています。市町村立図書館では、その伸びも大きく、学校と図書館の連携と学校のニーズに合わせた支援が進められています。
- ・ 県立図書館では、高等学校及び特別支援学校、小・中学校の読書活動の充実を図ることを目的に支援セット貸出を行い、県内の児童生徒の学びの環境づくりを支援しており、支援セット内容の更新とその周知・活用を図るよう取り組んでいます。
- ・ 県や県立図書館、市町村立図書館等では、市町村立図書館の職員や読書ボランティアを対象とした研修会を実施し、子どもの読書活動の支援者の育成を図っています。多くの読書ボランティア関係者等が研修会へ参加し、資質向上を図るとともに、そのネットワークの広がりにもつながっています。

② 学校図書館の整備・充実

第三次計画数値目標5

- 学校における読書活動を支援するため、学校司書等の配置を促進します。

<学校司書等を配置している学校の割合>

	策定時数値	平成31年度目標値	達成状況
小学校	24.7%【H25】	100%	69.2%
中学校	24.2%【H25】	100%	69.1%
高等学校	60.2%【H26】	100%	91.7%

(「読書に関する調査」(H30): 義務教育課【小・中学校】・教育総務課【高等学校】)

- ・ 学校司書は、12学級以上の全ての県立高等学校に正規職員を配置しており、11学級以下の県立高等学校にも司書資格を有する非常勤職員の配置を進めています。
- ・ 小・中学校においても、学校司書配置が進んでいます。しかし、小・中学校における配置のほとんどは常勤ではなく、非常勤によるものであり、複数校を兼務している学校司書も多くいることから、継続して市町村へ学校司書の配置拡充を促します。
- ・ 司書教諭[※]は、小・中学校及び高等学校の12学級以上の学校で発令されています。しかし、その多くは学級担任を兼務しており、課題となっています。
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、各学校では学校図書館図書標準の達成に向けて資料の更新等を計画的に行うなど、図書資料の整備や充実が求められます。
- ・ 本の入手方法として、小学生の65.9%、中学生の20.9%、高校生の19.2%が「学校図書館の利用」と回答しており、子どもの読書活動に大きな位置を占めていることから、更なる学校図書館の環境の整備・充実が求められます。

第三次計画数値目標6

□ 学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。

<読書ボランティアが参画している学校図書館の割合>

	平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
小学校	76.8%	100%	80.6%
中学校	13.2%	100%	18.0%

(「読書に関する調査」(H30)：義務教育課)

- ・ 読書ボランティアの活用が進んでいます。小学校においては、「読み聞かせ」「ブックトーク」等の読書活動支援が多く、続いて「図書館の環境整備」「貸出・返却業務」の順となり、中学校では、「図書館の環境整備」が多くなっています。保護者や地域と連携した多様な読書ボランティアの活用事例を紹介するなどして、その活用を推進しています。
- ・ 高等学校においては、キャリア教育の視点で読み聞かせボランティアを活用したり、生徒自身が読み聞かせのボランティアとして活動したりする事例があり、今後そうした取組が読書活動の推進を支えるものとして期待されます。



【檜枝岐村：読書ボランティアによる読み聞かせ】 【三島町：ボランティアグループによる読み聞かせ】



【広野町：サポートティーチャーによる読み聞かせ】 【埴町：学校支援ボランティアによる読み聞かせ】

③ 家庭、地域、学校等における連携の推進

第三次計画数値目標7

□ 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

<公立図書館と連携している学校の割合>

	平成25年度数値	平成31年度目標値	達成状況
小学校	74.4%	100%	81.7%
中学校	32.0%	100%	45.6%
高等学校	56.8%	100%	65.6%

(「読書に関する調査」(H30)：義務教育課・高校教育課)

- ・ 公立図書館と連携して、学校で読み聞かせ等を行ったり、移動図書館等により本の貸出をしたりするなどの機会が増えています。さらにニーズに合った支援ができるよう連携の充実が求められます。
- ・ 県及び市町村は、読書ボランティアやNPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者等と連携することで、様々な読書活動推進ができるよう支援に努めます。



【伊達市：NPO法人による冬のおはなし会】 【湯川村：「おはなし広場」「手作り絵本」講座】

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

① 推進のための普及や啓発

第三次計画数値目標8

- 読書活動の推進のために、広報・啓発活動を推進します。

＜「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合＞

平成26年度数値	平成31年度目標	達成状況
66.1%	100%	74.6%

（「社会教育課調査」（H30）：社会教育課）

- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」等における市町村の様々な行事やイベントの実施が増加しています。子どもの読書習慣の確立につながるよう、引き続き実施内容の工夫に努めるとともに、その啓発に向け広く広報することにも努めます。

② 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

- ・ 乳幼児期からの読書習慣の形成に向け、公立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を収集し、広報誌やホームページ等を活用し情報の提供に一層努め、読書推進に向けた県民の関心が高まるよう取り組むことが必要です。

③ 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

- ・ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）を選考し、国の表彰事業に推薦するとともに、その実践内容の紹介に努めています。
- ・ 県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書について、家庭や関係機関に広く周知していくことが必要です。



【柳津町：朝の読み聞かせ】



【大玉村：ボランティア団体による読み聞かせ】

(2) 数値目標の進捗状況

番号	目 標	指 標	当初値	目標値	達成状況	出 典
			平成25年	平成31年	平成30年	
1	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。 【基本方針1-(1)】	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H30) 【義務教育課】 【高校教育課】
			99.8%	100%	100%	
			中 学 校			
			93.9%	100%	99.1%	
			高 等 学 校			
			76.1%	100%	100%	
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。 【基本方針1-(2)】	本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H30) 【義務教育課】
			98.5%	100%	98.6%	
			中 学 校			
			83.7%	100%	85.3%	
3	子どもの読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。 【基本方針1-(3)】	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	策定率			「社会教育課調査」 (H30) 【社会教育課】
			91.5% (H26)	100%	100%	
			二次以降改定率			
			二次 11.1% (H26)	100%	二次 35.6% 三次 5.1%	
4	児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数の増加を図ります。 【基本方針2-(1)】	県立図書館及び市町村立図書館による図書資料の貸出冊数	県立図書館			「福島県立図書館要覧」 (R1) 【県立図書館】
			4,666冊	増 加	1,882冊	
			市町村立図書館			
			140,976冊	増 加	218,550冊	
5	学校における読書活動を支援するため、学校司書等の配置を促進します。 【基本方針2-(2)】	学校司書等を配置している学校の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H30) 【義務教育課】 【教育総務課】
			24.7%	100%	69.2%	
			中 学 校			
			24.2%	100%	69.1%	
			高 等 学 校			
			60.2% (H26)	100%	91.7%	

番号	目 標	指 標	当初値	目標値	達成状況	出 典
			平成25年	平成31年	平成30年	
6	学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。 【基本方針2-(2)】	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小学校			「読書に関する調査」 (H30) 【義務教育課】
			76.8%	100%	80.6%	
			中学校			
			13.2%	100%	18.0%	
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。 【基本方針2-(3)】	公立図書館と連携している学校の割合	小学校			「読書に関する調査」 (H30) 【義務教育課】 【高校教育課】
			74.4%	100%	81.7%	
			中学校			
			32.0%	100%	45.6%	
8	読書活動推進のために、広報・啓発を推進します。 【基本方針3(1)】	「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合	66.1%	100%	74.6%	「社会教育課調査」 (H30) 【社会教育課】
			(H26)			



【古殿町：町内読書ボランティアによる読み聞かせ】



【新地町：読書ボランティアによる読み聞かせ】



【富岡町：三春校とのビブリオバトル】



【金山町：2つの保育所合同の読み聞かせ】

3 第四次福島県子ども読書活動推進計画の基本的方針

(1) 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力や感性を豊かなものにし、他者への思いやりの心を育むことができます。人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。

本県においては、「第三次福島県子ども読書活動推進計画」（平成27年2月）の策定により、学校、家庭、地域における子どもの読書活動の推進が一層進み、一定の成果を上げることができました。その一方で、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）では、子どもの読書推進上の課題として高校生の読書離れが指摘され、その状況は本県においても同様であり、そこに至るまでの読書習慣の形成が不十分であるという課題があります。こうした現状の改善には、読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があります。そのためには、子どもの発達段階に応じて、乳幼児期から切れ目なく子どもが読書に親しむ活動を推進していくことが重要となります。

また、子どもの自主的な読書活動を推進するためには、学校、家庭、地域を通じた社会全体で取り組むことが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有した上で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくことが必要です。

福島未来をひらく全ての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

そこで、

『 **ふくしまの未来をひらく 読書の力** 』

を基本理念（スローガン）に掲げ、以下の3つを基本方針として推進体制を整備し、具体的な施策の方向性を明らかにして取り組んでいきます。

(2) 基本方針

基本方針 1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもたちが読書の楽しさや良さを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供、読み聞かせや読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校や地域等において本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）、高等学校、特別支援学校において、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた特色ある切れ目のない取組が展開されることを目指します。

基本方針 2

子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。また、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人材の確保や資質向上と更なるネットワークの構築を図ります。そうしたことを踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

基本方針 3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

(3) 計画期間

本計画は、国の新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、第6次福島県総合教育計画の内容とも関連させながら、おおむね5年間で計画期間とします。

第2章

推進の方向性と具体的な取組

第四次福島県子ども読書活動推進計画体系図

基本理念（スローガン）

ふくしまの未来をひらく 読書の力

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

<推進の方策>

- (1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (4) 地域における子どもの読書活動の推進
- (5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

<推進の方策>

- (1) 図書館の整備・充実
- (2) 学校図書館の整備・充実
- (3) 連携・協力体制の構築

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

<推進の方策>

- (1) 推進のための普及や啓発
- (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供
- (3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

<計画期間> 令和2年度からおおむね5年間

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

読書活動は、心身の発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達の段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助け、豊かな情操を育むことにつながります。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。また、学校種間の接続期における生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向にあることが課題となっていることから、幼稚園、保育所、認定子ども園、学校等における読書推進の取組や、学校図書館の利用システムなどを確実に引き継ぐなどして、学校種間の連携においても切れ目のない取組が行われることが求められています。

子どもには、それぞれの段階において次のような特性があるとされています。

① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を繰り返し発したりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で読書に対する興味・関心が停滞したり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

（参考：「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」平成30年4月）

子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組

発達段階の特性 読書推進の役割		乳幼児期	小学校期	中学校期	高校期
		<ul style="list-style-type: none"> ・周りからの言葉かけや会話により言葉を獲得する。 ・読み聞かせなどにより絵本や物語に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で本を読めるようになる。 ・はやく読めるようになり、多くの本を読むようになる。 ・読書の幅が広がり始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多読の傾向が減少する。 ・共感したり感動できたりする本を選んで読む。 ・読書を将来に役立てようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や資料の種類に応じて適切に読むことができるようになる。 ・知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになる。
		楽しむ読書	調べる読書	考える読書	
保育所 幼稚園 認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや読み聞かせなどを通して本に親しむ機会を提供し、子どもの本に親しむ習慣を形成する。 	読み聞かせ 図書館環境の整備 保護者への啓発・家読			
小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉読書や読み聞かせなどの取組と多様な読書経験などを通じて、読書習慣を形成する。 ・公立図書館、ボランティア等との連携を図り、読書に親しむ機会を提供する。 		読み聞かせ・一斉読書 友人同士の関わりを通じた読書への動機付け ブックトークなど ビブリオバトルなど 子ども司書など 読書コンシェルジュなど 図書館環境の整備 保護者への啓発・家読		
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資料を収集・整理し、児童生徒及び教員の利用に供する。 ・児童生徒の自主的・自発的な読書活動を促す。 		図書館環境の整備 読書相談・レファレンス 児童・生徒への啓発 授業サポート 公立図書館等との連携		
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの読み聞かせや本に親しむ環境を整え、読書習慣を形成する。 	読み聞かせ 家読 図書館等の利用 読書関連事業への参加 ブックスタート どくしょスタート※			
公立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における読書推進の中核的役割を担う。 ・図書、資料等を収集・整理し一般公衆の利用に供する。 	おはなし会など 児童室の充実 保護者への啓発 読書相談・レファレンス ブックスタート どくしょスタート			
公民館 児童館※	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書に親しむ身近な施設として図書コーナーなどの充実を図る。 	図書コーナーの充実 おはなし会など 保護者への啓発 ブックスタート			
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、図書館等と連携して読み聞かせや環境整備等を行い、子どもが読書に親しむ活動を行う。 	読み聞かせ 公立図書館等の環境整備 ブックスタート 学校図書館の環境整備			

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校は、子どもが多く時間を共に過ごすことから、読書への興味関心や読書習慣を育てていく上で、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

また、学校においては、平成29年・30年に公示された学習指導要領において、言語能力育成を目的として、各教科の特質に応じた言語活動を進めるとともに、学校図書館の計画的な利活用を通じて、児童生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることと示されています。その際、学校図書館には「主体的・対話的で深い学び」の推進を効果的に進める基盤としての役割が求められており、学校図書館や読書活動の位置付けはますます重要なものになっています。また、平成28年には、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい基準を示す、「学校図書館ガイドライン」が策定されました。そこで、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を再認識し、それらを活用した授業のあり方をより一層工夫するとともに、全ての教育活動を通じて児童生徒が楽しみながら自主的に読書に親しむことができるようにすることが大切です。

このことを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校では、子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ読書習慣を形成するとともに、学校種間の切れ目のない連携により、子どもの自主的、意図的な読書活動や学習活動を充実させていくことが期待されます。

① 幼稚園、保育所、認定こども園等における読書活動の推進

- 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実
 - ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進することが重要です。
 - ・ 家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書の重要性を理解できるよう啓発します。
 - ・ 市町村教育委員会が、市町村立図書館等と連携して、教諭や保育士、保育教諭等に対する研修会を実施することが求められます。
- 乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくり
 - ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等では、乳幼児が安心して安全に図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者やボランティア等と連携して図書の充実を図ることが大切です。

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等は、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定し、多様な読書経験をさせることが望まれます。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就学児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く啓発することが重要です。

② 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

- 読書活動の充実（読書センターとしての機能）
 - ・ 朝読書等の全校一斉読書活動の継続と充実を図ることにより、読書する時間を確保し、読書習慣の定着を促進します。
 - ・ 推薦図書コーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介などにより、様々な分野の図書に触れる機会が充実するよう促します。
 - ・ 学校図書館を活用した学習活動の充実（学習・情報センターとしての機能）
 - ・ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング*の視点からの学び）を効果的に進める基盤として機能するよう学校図書館の整備・充実を図ります。
 - ・ コンピュータやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることから、視聴覚資料や教育機器等の環境整備を促します。
 - ・ 新聞は、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けることができることから、学校図書館への新聞の複数紙配備とその活用を促します。
- 校内推進体制の確立
 - ・ 全ての教育活動において学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間指導計画の作成を研修会等を通して促します。
 - ・ 学校司書や司書教諭、教職員が連携し、保護者や読書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進できる体制の整備を促します。
 - ・ 教職員、学校司書を対象とした研修会の充実を促進し、読書活動の推進に向けた資質向上を図ります。また、読書指導に関する先進的な取組の紹介等により、教職員等の指導力の向上を図れるよう促します。
- 子どもの読書への関心を高める取組の充実
 - ・ 読書への関心を高め、読書の幅を広げることで読書習慣が形成されていくように、次に示すような多様な活動に適切に取り組むことが重要です。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができます。

・ペア読書

二人で読書を行うもので、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。1つのテーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われるものです。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

・図書委員、「子ども司書*」、「読書コンシェルジュ*」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものとなります。

・図書館見学

小学校等の授業の一環として、公立図書館見学を行い、本の借り方や施設について理解を深める活動を行うことで、子どもたちの図書館の利用を促進し、選書の幅を広げることで読書に親しむできるようになります。



【只見町：ブックトーク】



【玉川村：学校支援ボランティアによる読み聞かせ】



【桑折町：町内ボランティアによる読み聞かせ】



【双葉町：読み聞かせ】



【福島市：第4回福島市ビブリオバトル】



【猪苗代町：第1回猪苗代ビブリオバトル】

福島県ビブリオバトル大会(中学生・高校生)

県教育委員会では、中学生・高校生が様々な分野の本に触れる機会を通して、読書の楽しさを知り、自ら進んで読書に親しむきっかけをつくとともに、望ましい読書習慣の形成を目指し、ビブリオバトル大会を開催しています。

令和元年に開催された「第5回福島県ビブリオバトル大会」では、地区予選会に40名もの高校生が出場しました。

また、県大会には、20名の中学生・高校生が出場し、200名を超える観戦者の前で、熱いビブリオバトルを繰り広げました。



③ 特別支援学校における読書活動の推進

- 図書資料や読書環境整備の充実
 - ・ 点字図書*や大型絵本、布絵本*、紙芝居、パネルシアター*、マルチメディアデ
ィジー図書*等のバリアフリー図書の整備を推進します。
 - ・ 計画的な図書の整備や書架の配置、図書コーナーの工夫等、環境整備の充実を
促します。
- 移動図書館等の活用
 - ・ 児童生徒の興味関心に応じた読書ができるよう、公立図書館の移動図書館等
での貸出やおはなし会などを活用し、本に親しむ機会を提供します。
- 幼児や児童生徒の発達や障がい等の状況に応じた多様な読書活動の推進
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、マルチメディアディジー
図書の体験等、多様な読書活動の実施を促進します。
- 読書支援の推進
 - ・ 学校が読書ボランティアと連携し、図書の貸出の活用や読み聞かせ、ブック
トーク等の読書活動を通して、様々な図書に触れる機会の充実を図ることを促進
します。
 - ・ 障がいの種類や程度、特性に応じた支援ができるよう、県立図書館や知事部
局関係各課との連携により専門的な研修や資料に関する相談等の実施を推進
します。

～ 「本」と「インターネット」 ～

現代は、情報を収集する手段としてインターネットを活用することが主流になっています。インターネットは簡単に情報を収集したり、電子書籍を読んだりすることができます。しかし、一方で、インターネットで得られる情報には、信頼できる情報と誤った情報が混在し、膨大な情報の中から信頼できる情報だけを収集することは容易ではありません。また、SNSの急速な普及に伴う事件の増加は、深刻な社会問題にもなっています。

読書も知識を身に付けるための有効な手段の一つです。1冊の本が出版されるまでには、何度も情報の正確性に関して確認が行われることから、高い信頼性があります。さらに、インターネットの情報は読み流される傾向があるのに対して、本はじっくりと読んだり、繰り返し読んだりすることができるため、本から得た情報は記憶に残りやすいと言われています。

『インターネットにより得られる知識は広い知識。

本で得られる知識は深い知識。』

情報機器を上手に使いこなしつつも、1冊の本を手に取り、紙の手触りや香り、本の重みなどを五感を通して感じ取りながら著者や自分自身と向き合う読書をする
ことは、とても大切なことと言えるでしょう。

(3) 家庭における子どもの読書活動の推進

県の実態として、「1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」は小学生で1.4%、中学生で14.7%、高校生で39.8%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向が見られます。（「読書に関する調査」(H30)：義務教育課・高校教育課）子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、推進法第6条にも規定されているとおり、保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。特に、就学前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。乳幼児期の読み聞かせ、わらべうたや手遊びなどにより、子どもとのコミュニケーションを図り、親子で本を楽しみながら読書への関心を高め、感性豊かな子どもに育てていくことが大切です。家庭においては、絵本や物語等の読み聞かせをしたり、家族で図書館に行ったりするなどして、子どもが本に親しむきっかけをつくることが大切になります。

また、毎日決まった時間に家族で読書をするなどして、読書習慣の形成を図ったり、読書を通して子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようにしていくことが望まれます。家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものでもあります。

これらのことから、保護者等に対して県や市町村教育委員会と各首長部局、行政と民間団体等との連携や協働により、家庭における読書活動の意義について十分な理解を促すとともに、情報提供を行い、家庭における読書活動を一層充実させることが課題となります。

① 読書習慣づくりの重要性についての理解の促進

- 家庭教育に関する各種事業を活用した啓発
 - ・ 親子を対象にしたイベントや家庭教育に関する講座等において、関係機関が連携しながら読書の良さや楽しさを伝えるとともに、「読み聞かせ」や「家読」の大切さについて、保護者への啓発を促します。
- 市町村と連携した乳幼児期から読書に親しむための事業の推進
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業について紹介するなどの保護者への啓発を促します。
- PTA等との連携による読書習慣の定着に向けた取組
 - ・ 各学校におけるメディアコントロール*の取組と併せて、家庭での読書習慣の定着に向けた取組を促進します。

- ・ P T Aとの連携により読書活動の推進に関わる講演会の開催等を促します。
- ・ 親子読書月間や家庭読書の日の設定による読書習慣の形成につながる取組を市町村に促します。

② 本に親しむ機会の充実

- おはなし会や研修会の開催を通じた親子読書の推進
 - ・ 多くの子どもや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの在り方の一助になるよう、多様なおはなし会や読み聞かせ会等の開催を促進します。また、おはなし会等の充実を図れるよう、市町村立図書館職員やボランティア等に対する研修会の実施を推進します。
- 子どもの発達段階に応じた読書ブックリスト等の作成と活用
 - ・ 乳幼児期、小学校期、中高校期等の発達段階ごとの子どもに読ませたい本をまとめた「ブックリスト」の作成及び活用を促進します。
- 家庭における読書を支援する取組
 - ・ 家庭における子どもを中心とした読書活動が一層進み、家族で本に親しむことができるよう、関係機関が連携・協力して、「家読（うちどく）」の啓発や「ブックスタート」等の取組を促します。



【川俣町：町内読書ボランティアによるおはなし会】



【会津坂下町：乳幼児検診でのブックスタート】



【西郷村：きもだめしおはなし会】



【北塩原村：乳幼児検診での読み聞かせ】

心をつなぎ、生きる力を育てる「家読（うちどく）」

「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をする事で家族のコミュニケーションを深めることができます。家族で同じ本を読んだり、本の感想を話し合ったりすることで、「家族の絆」を深め、読書への興味関心を高めることにもつながります。こうした「家読」により、子どもたちが豊かに生きるために必要な「生きる力」を育むことができます。

平田村立小平こども園 「家読」推進啓発資料（抜粋）

「家読の樹」

小平こども園では「家読」を推奨し、心豊かな人間形成のために幼児期からの読書活動を推進しています。「家読」によって育まれる「6つの力」は、様々な「人」の関わりをもとに大きな甘い果実となり、子どもたちの「生きる力」の育成を助長します。

「家読」が「生きる力」を育む



(4) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近に本に親しめる環境があることが重要となります。子どもにとって、図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読んであげたい本や読んでほしい本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。

さらに、図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような図書館の取組は今後も充実させていくことが求められています。

読書ボランティア団体や民間団体は、子どもに本の魅力を伝える重要な存在であり、子どもの読書活動を推進することから、その活動の充実が期待されます。そのためにも、市町村教育委員会や公立図書館等と連携・協力を一層進めていくことが重要です。

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進

- 市町村立図書館への支援及び連携
 - ・ 図書館未設置町村を巡回し、資料の貸出と運営相談等を実施します。
 - ・ 市町村等での研修会や講座等への職員の派遣、講師の紹介をします。
 - ・ 情報ネットワーク事業や図書館資料物流ネットワーク*の活用により、市町村と連携し情報の共有化と利便性強化を図ります。

- 学校図書館への支援
 - ・ 県内小・中学校及び高等学校に対して、学習支援のための資料貸出を行います。
 - ・ 特別支援学校に対して、おはなし会や巡回貸出を実施します。
 - ・ 学校図書館や地域の読書活動への支援セットを貸出します。
 - ・ 学校図書館に対して、運営支援のための資料貸出を行います。
 - ・ 読書相談や調べ学習*における調査等に対し、資料貸出や情報提供を行います。

- 子どもが本に親しむ機会の提供
 - ・ 児童図書に関するレファレンスサービス*や読書相談の充実を図ります。
 - ・ 図書館見学会により、子どもが図書館や本に親しむ機会を提供します。
 - ・ 児童資料や児童サービスについての情報提供のため、広報誌を発行します。

- 震災の影響で休館している図書館等への支援
 - ・ 東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対して、図書館活動再開を踏まえた継続的な支援に努めます。

② 市町村における子どもの読書活動の推進

- 市町村子ども読書活動推進計画の点検、評価、改定
 - ・ 各市町村に対して、それぞれの子ども読書活動推進計画に基づいた取組が展開されるよう、取組の進捗状況の点検による適切な計画の進行管理及び評価を実施するよう働きかけるとともに、必要に応じて見直しを行い、改定を図るよう促します。
- 図書館相互の連携協力、学校図書館や公民館図書室との蔵書の相互利用
 - ・ 図書資料の相互貸借のための図書館資料物流ネットワークの整備と学校図書館や公民館図書室との情報ネットワーク化を促すことにより、市町村立図書館等との連携を推進します。
 - ・ 公立図書館による学校図書館運営のための相談等の支援を行うよう促します。
- 市町村や各団体が学校や地域で実施していく事業や機会の活用
 - ・ 市町村立図書館職員の専門性をいかし、依頼により学校等での読み聞かせやブックトーク、図書館の活用の仕方や資料の調べ方、読書相談等の実施を促します。
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室※、福島県地域学校協働本部※において、読書活動の機会が充実するよう促します。
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の取組について紹介することにより関連事業の推進を促します。
 - ・ 市町村や公立図書館による子どもの利用促進の取組（ブックスタートなど）や広報を促します。
- 図書館の設置
 - ・ 子ども読書活動の拠点となる図書館が不可欠であることから、図書館未設置町村には、図書館の設置を働きかけます。

③ 関係機関・団体等の活動に対する支援

- 関係機関の協力体制の促進
 - ・ 「福島県地域学校協働本部」は、読書ボランティアの活動に関する相談や学習支援等ボランティアに登録している読書活動ボランティアの受け入れについて市町村に働きかけるなど、その活動を支援します。
- 読書活動推進に関する助成等の情報提供
 - ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金※」の周知に努め、子どもの読書活動に関わる団体に対して、その活用を奨励します。

(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

本推進計画では、計画の基本的な考え方（P13参照）の中で「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」と述べています。この「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」は、例えば障がい等により図書館の利用が困難な子ども、病気療養中のため病院に入院している子ども、母国語が日本語でない子ども等、何らかの理由により、図書館を利用できない子どもに対しても同様に保障されなければなりません。

そのために、ユニバーサルデザイン[※]の視点を踏まえ、支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるように、学校、地域、図書館、ボランティア等がその機能や技術をいかし、連携・協力しながら読書活動の支援と環境の整備を進めていくことが必要です。

① 障がいの特性や状況に応じた支援

- 障がいの状況等に応じた図書や機器の整備と情報保障を含めた環境づくり
 - ・ 公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、全ての子どもたちが楽しむことができる布絵本やさわる絵本[※]、点字図書、録音図書[※]、拡大読書器[※]、拡大写本[※]マルチメディアデジターや電子書籍等の整備とともに、施設のユニバーサル化を一層促進します。
 - ・ 県立図書館は、市町村立図書館や特別支援学校への団体貸出による支援のほか、資料宅配サービス[※]等、様々な理由によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開していきます。
- 関係機関、民間団体等との連携による体制の整備
 - ・ 県立図書館は、点字図書館、聴覚障害者情報支援センター等関係機関と連携し、視覚や聴覚に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集し、市町村立図書館の活動を支援します。
 - ・ 視覚障害教育情報ネットワークの活用等により、点字図書や点字データの相互利用がなされるよう促します。
 - ・ 公立図書館では、手話ボランティア等との連携・協力により対面朗読[※]や手話によるおはなし会を実施する等、障がいのある子どものニーズに対応できる体制の整備に努めるよう促します。
 - ・ 読書ボランティアを対象にした、障がいのある子どもたちに対する読書活動支援のための研修会の実施を促します。

② 帰国子女、母国語が日本語でない子ども等への支援

- 多言語による図書資料の収集・提供
 - ・ 県立図書館は、帰国子女や母国語が日本語でない子ども等の読書活動の支援の

ため、多言語による図書資料を収集・提供します。また、関係機関と連携し、多言語によるおはなし会を行い、母国語が日本語でない子どもたちと、県内の子どもたちが異文化に親しむ機会の提供を促します。市町村立図書館にも多言語サービスの情報を提供します。



【須賀川市：館内イベントでの読み聞かせ】



【石川町：読み聞かせ】



【小野町：どくしょスタートバッグ贈呈式】



【川内村：放課後子ども教室での読書】



【浅川町：町内読書ボランティアによる読み聞かせ】



【相馬市：ぬいぐるみおとまり会】

(1) 図書館の整備・充実

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要となります。

公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが一層読書に親しむことができるよう、蔵書等図書資料と利用環境の整備・充実を図るとともに、関係団体や機関との連携による読書環境の充実に努めることが求められています。

子どもの読書活動を支援するため、特に本県においては東日本大震災からの復興に向けた様々な資料の整備・充実とともに、その支援を担う専門職員の養成を図ることが必要です。

① 図書館資料の整備・充実

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、乳幼児や児童用の図書資料やヤングアダルト*資料等の計画的な整備を図ります。
- ・ 県立図書館は、「移動図書館車の巡回」や「学校図書館活動支援セット貸出」等、市町村や学校図書館の活動を支援するための資料の収集に努めます。併せて、外国の絵本や点字絵本、布絵本などのユニバーサルデザインの資料の収集に努めます。
- ・ 東日本大震災や原子力発電所の事故、そして様々な自然災害について後世に伝え、県民の防災意識を高めていくことができるよう、防災や再生可能エネルギー等の資料整備に努めます。



【浪江町：あづま号の巡回】



【檜葉町：あづま号の巡回】

② 専門職員の養成や配置

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館や学校に対し、要請に応じて、子どもの読書活動に関する研修の支援や助言に努めます。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、学校図書館、大学、県教育センター等と協力し、市町村立図書館職員、学校図書館を担当する教職員等を対象に、その専門的な知識や技能を高めるため、それぞれの経験や立場に合わせた研修体制の充実を推進します。
- ・ 市町村立図書館においては、図書館職員が、図書館資料の選択、収集、提供や読書相談、子どもの読書活動に関する指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことから、職員の専門的な知識や技能を習得するための研修を実施するよう促します。また、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう促します。

③ 情報提供環境の充実

- ・ 県立図書館は、所属資料のデータベース化をはじめ、ホームページの充実を図ることにより、情報の提供に努めます。また、「横断検索システム※」の参加図書館を拡充することに努め、情報提供に関する環境の充実を推進します。
- ・ 市町村立図書館に対しては、図書館等の情報を発信するためのホームページの開設や、来館者がインターネットを活用するための機器の整備等、情報提供の環境整備を一層推進するよう促します。

④ 読書ボランティア等への支援

- ・ 市町村立図書館等と連携を図りながら、読書ボランティア養成研修やスキルアップ研修及び情報交換等、子どもの読書活動を支えるボランティア等の学習機会の提供を推進します。
- ・ 読み聞かせをはじめとして、公立図書館等の環境整備や本の修理等、多様なボランティア活動を希望する方への活動の場と機会に関する情報の提供を促進します。



【平田村：園児への読み聞かせ】



【中島村：読書ボランティアによる読み聞かせ】

⑤ 関係機関との連携

- ・ 子どもの読書活動推進に関して、県内の図書館関係施設だけでなく、全国的な視野に立って情報の収集と提供を推進していきます。

＜例＞ 国立国会図書館（国際子ども図書館）

全国公共図書館協議会

北日本図書館連盟

福島県公共図書館協会

（公社）日本図書館協会

（公社）全国学校図書館協議会

（公社）読書推進運動協議会

- ・ 市町村立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体、青少年育成団体等の関係団体、公民館、児童館、保健所、保健センター、保育所等関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう促します。



【三春町：ぬいぐるみとしょかんおとまり会】



【矢吹町：移動図書館車による巡回図書の貸出】



【二本松市：えほんフェスティバル】



【磐梯町：中央公民館のブックスペース】

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として、教師による読書指導の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

また、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を基に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

本県では、そうした環境の整備・充実、学校司書の配置と資質向上のための研修の充実が課題となります。

① 学校図書館活動推進体制の充実

○ 学校図書館活性化のための人的配置

- ・ 各学校は、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、校内でその職務内容について共通理解を図る必要があります。また、12学級以上の学校にあっては、校内組織に司書教諭を位置付けますが、その際は負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
- ・ 学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への支援等、児童生徒と本を結ぶ役割を期待される学校司書のさらなる配置が求められています。こうした状況を踏まえ、市町村教育委員会に対して「学校図書館整備等5か年計画」を基に、学校司書の配置を促すとともに、県立高等学校における学校司書の増員を計画的に進めていきます。
- ・ 既に市町村立図書館のある市町村に対しては、学校図書館の整備を進めるとともに、学校図書館間の連携に向けた支援等を行う学校図書館支援センター※を設置することが望まれます。

○ 司書教諭及び学校司書等の研修の充実

- ・ 県教育委員会は、県立図書館の支援を受け、司書教諭及び学校司書等の専門的な知識や技能の向上のための研修会の実施に努めます。また、市町村が主催する研修会を支援します。

② 学校図書館の資料の整備・充実

- ・ 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備・充実を進めるとともに、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には公共図書館や他の学校図書館との相互貸借を行うことが求められます。
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた図書資料の整備・充実が図れるように促します。また、高等学校等においても、学校図書館機能の充実を目指して、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
- ・ 県立図書館は、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体の学校に対して、図書資料の貸出を行う支援をします。
- ・ 東日本大震災について、子どもたちが事実を正しく理解し次世代へとつなぐ立場でもあることから、学校図書館においては東日本大震災について、様々な視点の資料を整備し、活用を充実させていくことが求められています。
- ・ 発達段階や障がいの状態等、多様なニーズに応じた図書資料等（点字図書、録音図書、拡大読書器、拡大写本、紙芝居、字幕付きビデオ等）の充実を図ることが求められます。

③ 学校図書館の情報化・機能の充実

- ・ 学校図書館の機能を計画的に利活用し、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、読書指導や図書館活動への取組を促します。
- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化を図り、公立図書館等との連携によりネットワークを構築するなど、利用しやすい環境が整備されるように促します。

④ 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり

- 図書委員会、子ども司書等の児童生徒の活動を活用した学校図書館運営
 - ・ 読書啓発のポスターやクイズの作成、お薦め本の紹介、読み聞かせ会などの実施や新刊本の受入活動や図書の修理、貸出返却業務や環境づくりなど子どもたちによる自主的な図書館運営の実践を進めていくことが求められます。
- 学校図書館における多様な読書ボランティアの活用
 - ・ 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくり等、保護者と連携した多様な読書ボランティアの活用が推進されることが望まれます。
 - ・ 高校生においては、キャリア教育の視点から「高校生読書ボランティア」の育成と併せて「高校生による子どもたちへの読み聞かせ」が行われているところもあり、多様な読書ボランティアの広がりにつながっています。

○ 心の居場所としての機能の充実

- ・ 学校図書館が、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持ったりすることができる校内の心の居場所になるため、いつでも開いている図書館、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を推進します。



【昭和村：低学年への読み聞かせ】



【南相馬市：図書委員会による屋外での読み聞かせ】



【飯館村：園小絵本タイム】



【矢祭町：町内ボランティアによる読み聞かせ】



【天栄村：学校支援事業での読み聞かせ】



【大熊町：読み聞かせ】

(3) 連携・協力体制の構築

子どもの読書活動の推進を図るため、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関、各種団体等が情報を共有し、互いに連携協力していく体制を強化していく必要があります。

そのため、図書資料や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施等、図書館関係者にとどまらず、子どもの読書活動に関わる全ての方々のネットワークの構築に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりの強化が期待されます。

子どもの読書活動の推進に向け、関係機関、各種団体の相互理解の促進を図るための交流や情報交換の場をどのように設定していくかが今後の課題となります。

① 県教育委員会による推進体制の整備

- ・ 学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」を開催し、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」の進行管理や子どもの読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な推進を図られるよう努めます。
- ・ 「福島県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や子どもの読書活動推進のための取組状況をホームページ等で公表し、関係機関と連携や協力を推進するよう努めます。
- ・ 教育庁（教育総務課、社会教育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）、県立図書館、知事部局の総務部（私学・法人課）、保健福祉部（子育て支援課、子ども・青少年政策課、児童家庭課）の担当で組織する子ども読書活動推進に関わる会議を必要に応じて開催し、連携を図ります。

<機関名は令和2年2月時点のものです>

② 市町村との連携強化

- ・ 「第四次福島県子ども読書活動推進計画」に示された具体的な取組を市町村に周知し、本計画に基づく推進施策に取り組むよう促します。
- ・ 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が実施されるためには、子ども読書活動推進計画の策定や教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりが必要です。本計画の普及や啓発とともに、市町村の子ども読書活動推進計画改定の働きかけや見直し、これに伴う体制づくりを支援します。
- ・ 読書活動支援者養成の研修会や子ども司書養成講座、ブックスタートなど読書活動推進に向けた取組を支援します。

子ども司書養成講座 ～矢祭町での取組～

「矢祭子ども司書」講座は、全国からの善意によって開館した「矢祭もったいない図書館」を拠点に、児童が全国からの善意に感謝の心を持って楽しく本に親しみ、豊かな心と将来に夢や希望をふくらませるとともに、図書館の仕事に関わりながら、司書についてのノウハウを修得し、友達や家族に対して読書のすばらしさを伝え、本と人との結びつきを手助けするリーダー養成を図ることを目的として開催されています。

講座内容：図書の検索、受付、登録、貸出、分類、研修旅行、読み語り、パソコン講座など講座カリキュラムによる（全15講座）

主催：矢祭町教育委員会、矢祭もったいない図書館

指導者：矢祭もったいない図書館職員、公益社団法人俳人協会、ボランティア等

修了検定：カリキュラムのうち、12単位以上の取得者が、当該講座から学んだ感想を800字以内にまとめて提出する。

認定者：矢祭町教育委員会並びに矢祭もったいない図書館から「矢祭子ども司書認定証」を授与。未来への希望の証として「矢祭もったいない図書館」にその名前を掲示。司書認定を受けた子どもたちは、「読書推進リーダー」として、引き続き矢祭もったいない図書館の各種行事にも参加。



【郡山市：こども司書養成講座】



【国見町：子ども司書による読み聞かせ】

③ 関係機関や各種団体等の連携及び協力の促進

- ・ 子どもの読書活動の推進に向けた研修会を開催する際、県内の読書ボランティアの情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解とネットワークの促進を図ります。
- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者、企業、書店組合等と連携や協力し、親子で本と親しむ各種事業や子どもの読書活動推進に向けた広報や啓発に取り組み、協働による読書活動の推進に努めます。
- ・ 県内の大学と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、読書ボランティア等の連携・協力関係をさらに推進します。



【南会津町：2歳児歯科検診における読み聞かせ】



【会津若松市：赤ちゃんおはなし会】



【泉崎村：朝の読み聞かせボランティア】



【西会津町：ボランティアサークルによる読み聞かせ】



【鏡石町：町内図書ボランティアによる読み聞かせ】



【会津美里町：読み聞かせ団体による読み聞かせ】

(1) 推進のための普及や啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子ども読書の取組や情報を広く県民に周知し、理解と関心を高める必要があります。

また、日頃の普及や啓発の取組に加え、広く子どもの読書活動についての理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会において、県内各地で趣旨にふさわしい取組を実施し、子どもの読書活動に関する関心を高めることが求められます。

- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日※（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」の機会をとらえ、各種広報媒体により子どもの読書活動に関する取組の普及・啓発に努めます。
- ・ 「ふくしま教育の日※（11月1日）」や「ふくしま教育週間※（11月1日～7日）」において県内の図書館や学校、公民館等が実施する子どもの読書活動に関する取組等をホームページで周知します。
- ・ 県立図書館は、「子ども読書の日」等における取組として、おはなし会の実施や児童書の展示等、その取組をホームページで周知します。
- ・ 子どもの読書活動への理解を深めるために、市町村の広報誌や家庭教育支援に関する講座等を通して、読書の意義について考える機会を提供していくよう促します。
- ・ 子どもの読書活動への関心を高めるために、市町村立図書館等におけるおはなし会や児童書の展示等の実施を促します。
- ・ 学校や図書館、関係機関と広く連携を図り、子どもの読書活動推進に関する取組を紹介する等、普及や啓発を促進します。



【田村市：ブックスタート】



【本宮市：英語のおはなし会】

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

公立図書館をはじめ関係機関では、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めています。

県、市町村、学校、図書館、民間団体等、それぞれの子どもの読書活動推進のための取組を周知し、多くの県民が活用できるようにするため、各種情報の収集、提供機能の一層の充実が期待されます。

- ・ 親子で読書を楽しむための絵本や、読み聞かせのための絵本ガイドブック、おはなし会用資料等を収集し、乳幼児期の読書に役立つ資料と情報の提供を促進します。
- ・ 児童資料や児童サービスについての広報誌を発行する等、情報提供を促進します。
- ・ 学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等による子どもの読書活動の取組に関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く県民への情報の提供に努めます。

(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

子どもの読書活動の推進のためには、学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等のそれぞれの特色をいかした取組が重要です。それらを奨励し、広く紹介することが必要となってきます。関係機関はもちろん、各家庭にもこれらの優良な取組や図書を周知することにより、さらに広がることが期待されます。

今後どのような方法で周知していけばよいかについて検討が必要です。

- ・ 福島県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書紹介を通して、子どもの読書活動に関する広報や啓発を図ります。
- ・ 国における「子供の読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰*制度を活用し、優秀実践校、図書館、団体（個人）を推薦し、優れた取組を奨励します。
- ・ ホームページや「ふくしま教育ニュース*」等を活用して、学校や公立図書館、団体等の特色ある活動や優れた実践事例の紹介や奨励に努めます。

平成31年度「子供の読書活動優秀実践団体」文部科学大臣表彰受賞

読み聞かせの会 おはなし「にゃーご」

福島市で活動を行っている「読み聞かせの会」は、平成9年の南向台小学校開校時に図書室整備のボランティア活動を契機に、平成11年から「おはなし会にゃーご」として発足し、平成18年より現在の名称になり、活動の幅を広げながら継続し、令和元年に20年を迎えました。

平成30年度までの主な活動

- ・読み聞かせの実施（南向台小学校 年間10回、年間3回青木小学校）
- ・舞台装置や照明、効果音を工夫したペープサートなどのクリスマス企画の実施
- ・南向台小学校で実施しているコラボ給食において、当該書籍の読み聞かせを実施
- ・親子を対象とした読み聞かせや講話など、PTA教養講座への協力
- ・講談社おはなし隊や南向台小学校区健全育成推進会への協力



第3章

計画の推進・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取組を積極的に実践し、子どもの読書活動の振興をより一層図っていくことが重要と考えます。

県は、県民のニーズや子どもの読書活動の振興施策の展開状況を把握しながら計画を推進するとともに、第6次福島県総合教育計画や他の関連する計画との整合性を図りながら、子ども読書活動推進計画に掲げた基本方針の具体的な事業施策を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標値を達成できるように、学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」により、単年度ごとに本計画の施策や事業評価を行い、適切な進行管理に努め、評価の結果について公表します。

また、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応するため、県民のニーズや計画の進捗状況等の実態把握に努め、見直しを図ります。



【福島県子ども読書活動推進会議】

第四次福島県子ども読書活動推進計画数値目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 6 年度
<基本方針 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために>		
学校における読書活動の取組状況【1-(2) 学校】 多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合 <small>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</small>	小学校	
	100%	100%
	中学校	
	99.1%	100%
		高等学校
100%	100%	
家庭での読書の状況【1-(3) 家庭】 本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合 <small>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</small>	小学校	
	98.6%	100%
	中学校	
	85.3%	100%
		高等学校
60.2%	100%	
市町村における計画の策定状況【1-(4) 地域】 市町村における子ども読書活動推進計画の改定率 <small>【「社会教育課調査」：社会教育課】</small>	二次以降改定率	
	二次 35.6%	100%
	三次 5.1%	
<基本方針 2 子どもの読書環境の整備と充実のために>		
公立図書館の取組【2-(1) 図書館】 県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館 への図書資料の貸出冊数 <small>【「福島県公立図書館図書室実態調査」：県立図書館】</small> <small>【「社会教育課調査」：社会教育課】</small>	県立図書館	
	1,882冊	増 加
	市町村立図書館	
	218,550冊	増 加
学校図書館の取組【2-(2) 学校図書館】 学校司書等を配置している学校の割合 <small>【「読書に関する調査」：義務教育課・教育総務課】</small>	小学校	
	69.2%	100%
	中学校	
	69.1%	100%
		高等学校
91.7%	100%	
学校図書館の取組【2-(3) 学校図書館】 読書ボランティアが参画している学校図書館の割合 <small>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</small>	小学校	
	80.6%	100%
	中学校	
	18.0%	100%

公立図書館と学校の連携状況【2-(3)連携体制】 公立図書館と連携している学校の割合 【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】	小学校	
	81.7%	100%
	中学校	
	45.6%	100%
高等学校		
	65.6%	100%
<基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために>		
子どもの読書活動の普及・啓発 【3-(1)普及啓発活動】 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合 【「社会教育課調査」：社会教育課】	74.6%	100%



【棚倉町：おはなし会】



【白河市：手作り絵本教室】



【鮫川村：おはなし会】

用語解説

● あ行	
アクティブ・ラーニング <P. 19>	学習者である児童生徒が受動的ではなく、児童生徒が中心になって主体的・協働的に活動し学ぶ学習法のこと。
横断検索システム <P. 31>	複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。令和2年2月現在、県立図書館が県内23市町村立図書館等と蔵書のデータベースを同時に検索できるシステムを構築し公開している。
● か行	
拡大写本 <P. 28>	弱視等読書などをするのが困難な方のために、その人に最も読みやすい文字の大きさを書き写した本のこと。
拡大読書器 <P. 28>	書籍や書類の表面をビデオカメラなどで読み取り、拡大して画面に映し出す機械。弱視者の学習や作業に利用される。
学校司書 <P. 2>	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。改正法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と規定された。
学校図書館支援センター <P. 33>	学校図書館の機能強化や充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書を選定や収集、資料の組織化等の支援を行う。
学校図書館図書標準 <P. 2>	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。
子ども司書 <P. 20>	各市町村において実施される養成講座を修了した児童生徒が「子ども司書」となり、学校や図書館等で読書推進の活動をする。多岐にわたる活動はキャリア教育にもつながるものとなっている。
子ども読書の日 <P. 2>	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。毎年4月23日が指定日となっている。
子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 <P. 2>	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。平成14年8月「第一次基本計画」、平成20年3月「第二次基本計画」、平成25年5月「第三次基本計画」、平成30年4月「第四次基本計画」策定。

子どもの読書活動の推進に関する法律 <P. 2>	平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務、必要事項などを定めた法律。
こどもの読書週間 <P. 10>	「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。毎年4月23日～5月12日が対象期間になる。
子どもゆめ基金 <P. 27>	独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して支援する基金制度。
● さ行	
さわる絵本 <P. 28>	手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のことで、原作は子どもたちに人気のある絵本が選ばれている。
司書教諭 <P. 8>	小・中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。
児童館 <P. 17>	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される施設のこと。児童館には、集会室や遊戯室、図書室等が設けられており、専門の指導員が、季節や地域の実情に応じて健全な遊びの指導を行っている。
児童サービス <P. 6>	公共図書館が提供するサービスのこと。特に幼児から中学1年生程度を対象とする。幼児期や児童期の体験が生涯の読書習慣の形成や図書館利用に大きな影響を及ぼすため、読書は楽しいもの、図書館は楽しいところといったことが体験的に理解されるようなサービスが必要とされる。
調べ学習 <P. 26>	教科等の学習において、児童生徒が課題について、図書資料を活用したり、聞き取り調査をしたりして結果や考えをまとめる学習形態のこと。
資料宅配サービス <P. 28>	図書館へ来館が困難な利用者個人の手元に資料を届けるサービス。
● た行	
対面朗読 <P. 28>	視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書室で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）すること。
点字図書 <P. 22>	視覚に障がいがある利用者が、指先などによって触読できるように、点字により表現された図書資料。

読書コンシェルジュ ＜P. 20＞	育成研修等を修了した高校生等が「読書コンシェルジュ」となり、学校や図書館等の読書推進の活動をする。
どくしょスタート ＜P. 17＞	市町村によるブックスタート後の一人読みにつなげる取組。小学校1年生に図書館を紹介し、本と図書館バッグなどを贈呈する。
図書館資料物流ネットワーク ＜P. 26＞	県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの市町村立図書館等で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするための図書館資料物流体制。
● な行	
布絵本 ＜P. 22＞	絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地のアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能で、ひもで結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。
● は行	
パネルシアター ＜P. 22＞	パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開するおはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。
ふくしま教育の日 ふくしま教育週間 ＜P. 39＞	平成15年3月24日に公布・施行されたふくしま教育の日条例により、県民の教育に対する理解を深め、本県の学校教育、社会教育及び文化を充実させ、並びに発展させることを期する日として、11月1日がふくしま教育の日、その取組を行う期間として、11月1日～7日までをふくしま教育週間と定めている。
ふくしま教育ニュース＜P.40＞	福島県教育委員会が年2回発行する広報誌。
福島県地域学校協働本部 ＜P. 27＞	学校・家庭・地域における体験活動やボランティア活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携した全ての教育活動を一層効果的・効率的に展開するため学校教育活動を支援する体制。
ブックスタート事業 ＜P. 5＞	市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、絵本を赤ちゃんと一緒に開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えるとともに、親子へ絵本の配布等をする取組。
放課後子ども教室 ＜P. 27＞	放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して、安心・安全な子どもの居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習等の取組を実施するもの。
● ま行	
マルチメディアデージー図書 ＜P. 22＞	視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により、文字・音声・画像を同時に再生できる図書。「デージー(DAISY)」はDigital Accessible Information System(誰もが使いやすい情報システム)の略。
メディアコントロール ＜P. 23＞	日常生活の時間の使い方を親子で見直したり話し合ったりする中で、テレビやゲーム等のメディアを上手にコントロールする力を身に付け、生活リズムの改善を図るもの。

文字・活字文化の日 ＜P. 39＞	読書週間の初日にあたる10月27日。国民の間に広く文字・活字文化について関心と理解を深めることが目的とされ、「文字・活字文化振興法」（平成17年7月29日法律第91条）第11条により制定された。
「子供の読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰 ＜P. 40＞	子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並び個人に対して、平成14年度から毎年、文部科学大臣が表彰。県からは毎年、学校3校、図書館1館、団体又は個人1団体（人）を上限として推薦している。
● や行	
ヤングアダルト ＜P. 30＞	主に10代の児童と成人の中間に位置する世代のこと。
ユニバーサルデザイン ＜P. 28＞	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の違いを問わずに利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のこと。
● ら行	
レファレンスサービス ＜P. 26＞	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。
録音図書 ＜P. 28＞	文字で書かれた図書を音声化した図書。

＜参考文献・資料＞

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 保育所保育指針（平成29年3月 厚生労働省）
- 幼稚園教育要領（平成29年3月 文部科学省）
- 小学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- 高等学校学習指導要領（平成30年3月 文部科学省）
- 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月 文部科学省）
- 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月 文部科学省）
- 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月 文部科学省）
- 各都道府県の子ども読書活動推進計画
- 平成30年度「読書に関する調査」（平成31年3月 福島県教育委員会）
- 福島県立図書館要覧（令和元年）
- 「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」（平成25年6月 独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
- 「高校生の読書に関する意識等調査報告書」（平成27年3月 株式会社浜銀総合研究所 平成26年文部科学省委託調査）
- 「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態」（平成31年3月 内閣府）

平成30年度「読書に関する調査」の結果

平成31年3月
福島県教育委員会

【調査結果概要】

- 平成30年11月（高校生のみ12月）の1か月間における本県児童生徒の平均読書冊数は以下のとおりであり、**前年度の調査結果とほぼ同様の傾向**が見られる。
 - ・ 小学生 12.0冊（前年度比 **0.4冊増**）
 - ・ 中学生 2.7冊（前年度比 ± 0冊）
 - ・ 高校生 1.7冊（前年度比 **0.1冊増**）
- 1か月間の読書冊数が「0冊」と回答した児童生徒の割合は、前年度の調査結果と比較すると、**小学生と中学生で若干増えたものの、高校生においては改善**が見られる。
 - ・ 小学生 1.4%（前年度比 0.2%増）
 - ・ 中学生 14.7%（前年度比 2.2%増）
 - ・ 高校生 39.8%（前年度比 **7.5%減**）
- 調査を開始した平成16年度からの調査結果の推移（高校生は平成21年度から）を見ると、小学生の読書量がこの15年間で**約3倍**、中学生が**約1.7倍**、高校生がこの10年間で**約1.3倍**となっており、本県児童生徒の読書量は着実に増加していることが伺える。
- 中学生、高校生になると読書量が減り、不読者が増加する傾向にあるが、今年度調査においては、高校生の不読者が調査開始以降初めて**4割**を切った。
- 各学校をはじめ、地域・家庭、関係機関等の実践・取組の充実が図られており、本県児童生徒の読書状況は**概ね望ましい状態**にある、もしくは**改善傾向**にあると言える。
- 今後は、さらに、それぞれの**発達段階や学習・生活環境等に即したきめ細かな読書指導**を展開していくことで、読書に親しむ児童生徒を一人でも多く増やしたい。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。県教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、平成27年2月に第三次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定したが、施策を評価するとともに今後の施策へ生かすため、本県児童生徒の読書に関する調査を実施している。

- ・ 第1回調査：平成16年10月実施
- ・ 第2回調査：平成18年4月実施
- ・ 第3回調査：平成19年11月実施（※以後、毎年11月に実施することとする。）
- ・ 第14回調査：平成30年11月実施

※ 高等学校においても12月に同様の調査を実施した。（平成21年度から）

(2) 調査項目

- 各学年における児童生徒の1か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）
- 読書しない理由に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- 読書するきっかけに関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- 本を手に入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- その他（第三次「福島県子ども読書活動推進計画」に係る各学校における取組状況について）

(3) 調査対象校及び調査人数について

- ア 調査対象校：県内公立小・中学校（義務教育学校を含む。）※ 休校、臨時休業を除く。
すべての県立高等学校（分校を含む。）
- イ 調査人数：各学年1学級を選定する。（すべての児童生徒に調査することも可）

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
調査人数	10,746	11,040	11,294	11,547	11,808	12,133	68,568

※単位はいずれも人

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
調査人数	8,120	8,406	8,615	25,141

高等学校	1年生	2年生	合計
調査人数	3,519	3,711	7,230

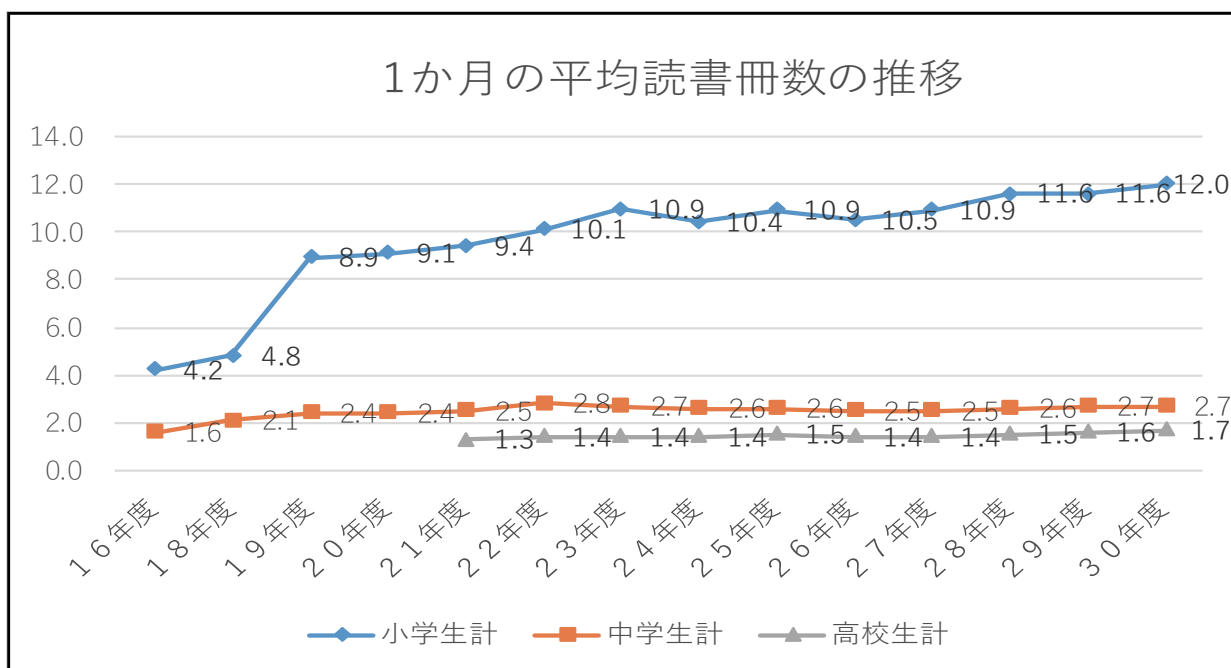
小学校：432校（義務教育学校前期課程を含む。）

中学校：217校（義務教育学校後期課程を含む。） 高等学校：90校

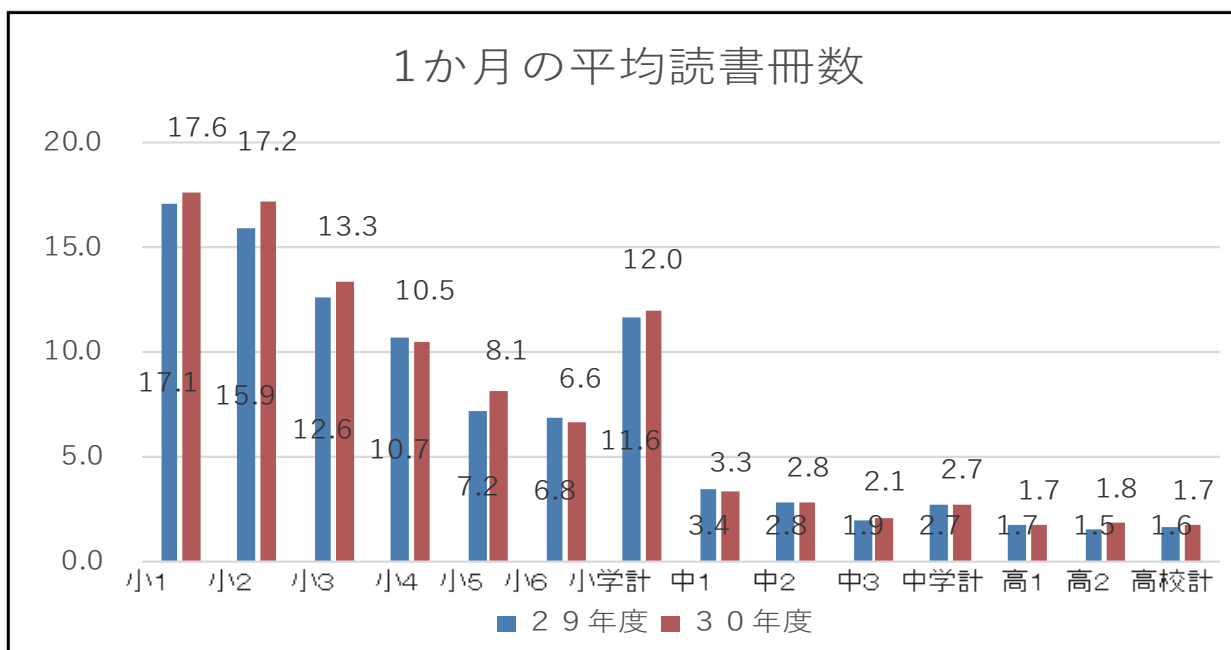
2 1か月の平均読書冊数について（【グラフ1】及び【グラフ2】参照）

- 平成30年11月調査における1か月の平均読書冊数は、小学生全体で**12冊**、中学生全体で**2.7冊**、高校生全体で**1.7冊**であった。前年度調査と比較すると、小学生は**0.4冊増加**、中学生は**同じ**、高校生は**0.1冊増加**した。
- 1か月の平均読書冊数は、小学校1年生の**17.6冊**（前年度比**0.5冊増**）が最高であり、小・中・高と学年が上がるにしたがって減少している。
- 小学生全体では「8冊以上」と回答した児童の割合が**52.7%**（前年度は**50.7%**）と半数を超えている。中学生全体では「1冊」、「2冊」と回答した生徒の割合が併せて**46.5%**と高く、全体の約半数近くを占めている。高校生全体では「0冊」と回答した生徒の割合が**39.8%**と最も高いが、前年度と比較すると、不読者が**7.5%**減少しており、改善傾向が見られる。

【グラフ1】



【グラフ2】



3 「0冊」と回答した児童生徒について【グラフ3】及び【グラフ4】参照）

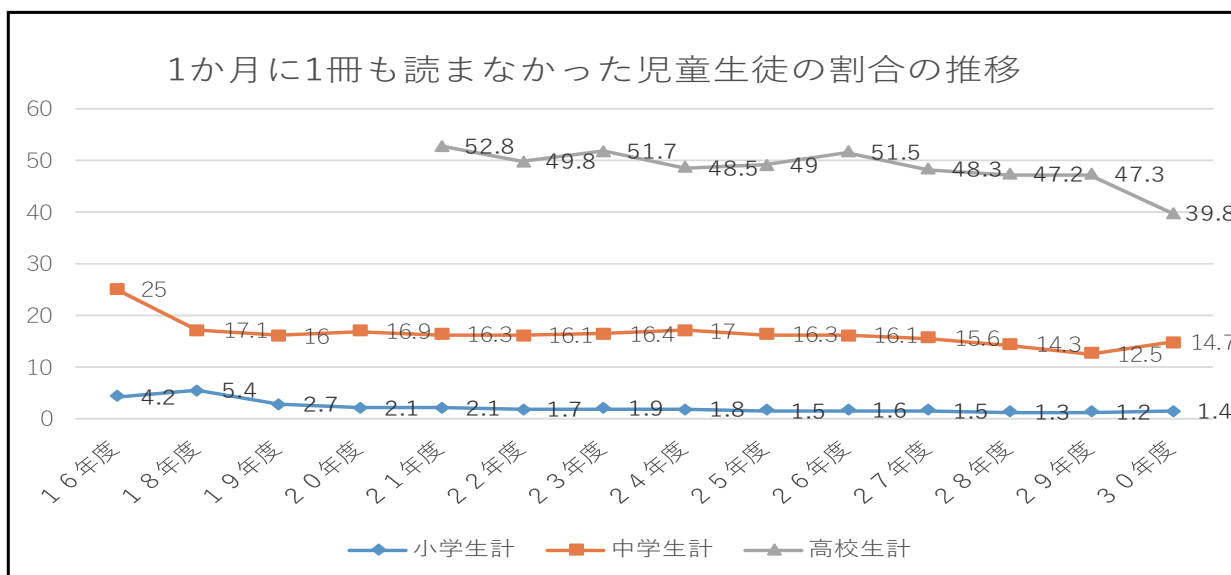
- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、小学生が**1.4%**、中学生が**14.7%**、高校生が**39.8%**であり、前年度調査と比較すると、**小学生が0.2%、中学生が2.2%増加し、高校生は7.5%減少**している。
- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、**小学校1、2年生が0.5%と最も低く、高校1年生が39.8%と最も高い**。小・中・高と学年が上がるにしたがって「0冊」と回答する割合が高くなる傾向がある。
- 「0冊」と回答した児童生徒の「読まない理由」の主なものは以下のとおりである。

	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	雑誌やマンガのほうが好き	テレビ・ゲームなどのほうが楽しい
中学生	勉強・塾・宿題などで忙しい	テレビ・ゲームなどのほうが楽しい
高校生	テレビ・ゲームなどのほうが楽しい	部活動等で時間がない

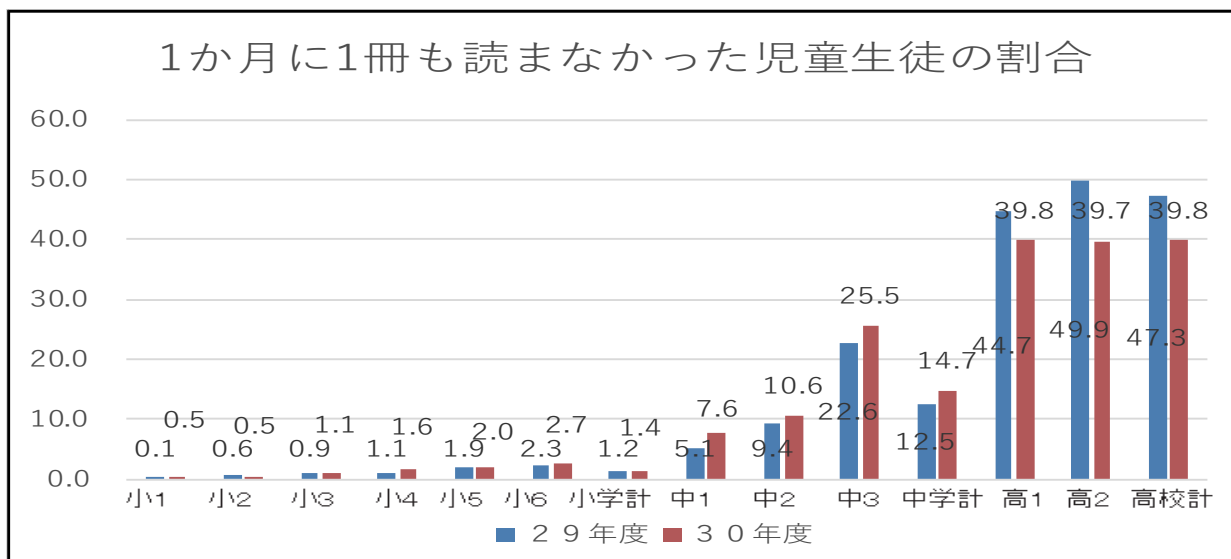
雑誌やマンガ、テレビやゲームのほうが好き、楽しいと回答する児童生徒が多いことを鑑み、なお一層、子どもの読書への関心を高める取組を行っていく必要がある。その際、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動を取り入れることや、本の世界への案内役となる学校司書の配置・活用等により、読書の楽しさや本のすばらしさを子どもたちに伝えていくこと等が考えられる。

また、スマートフォンの普及等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、それらが子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。スマートフォン等の利用と読書の関係等について、実態把握や分析を行い、子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

【グラフ3】



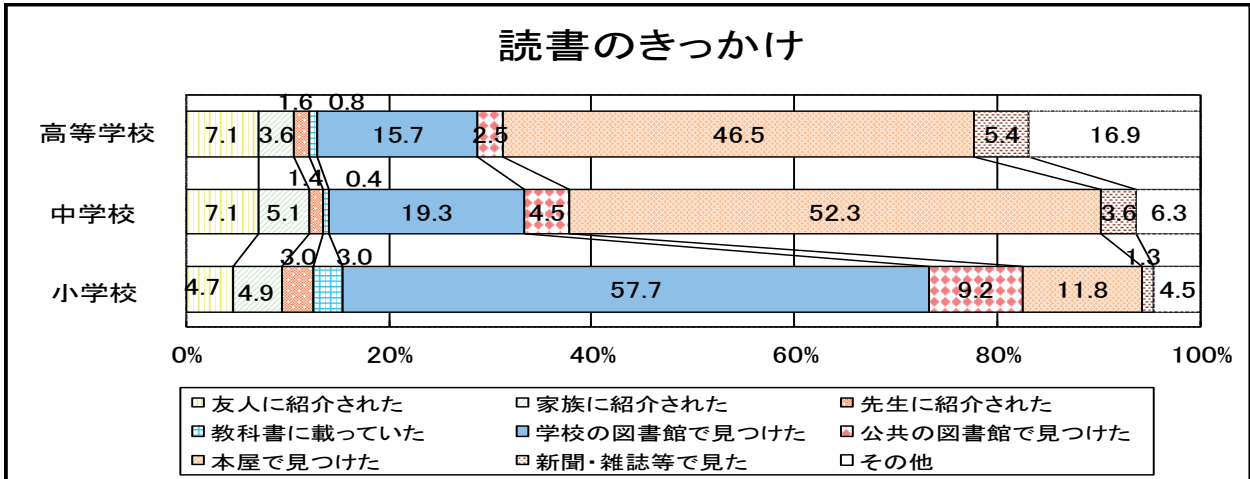
【グラフ4】



4 「読書のきっかけ」について（【グラフ5】参照）

- 小学校では、「**学校の図書館で見つけた**」と回答した児童の割合が**すべての学年において最も高く**、小学生全体では**57.7%**を占める。これは、各学校において児童が学校図書館に足繁く通っている証であり、学校図書館の整備・充実が図られているものと考えられる。
- 中学校では、「**本屋で見つけた**」と回答した生徒の割合が**すべての学年において最も高く**、中学生全体では**52.3%**を占める。次に「**学校の図書館で見つけた**」と回答した生徒の割合が**19.3%**と続くが、前年度に比べてその割合が**増加**している。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「**本屋で見つけた**」と回答した生徒の割合が**最も高く**、全体の**46.5%**を占めている。「その他」と回答した生徒が**16.9%**と続く。

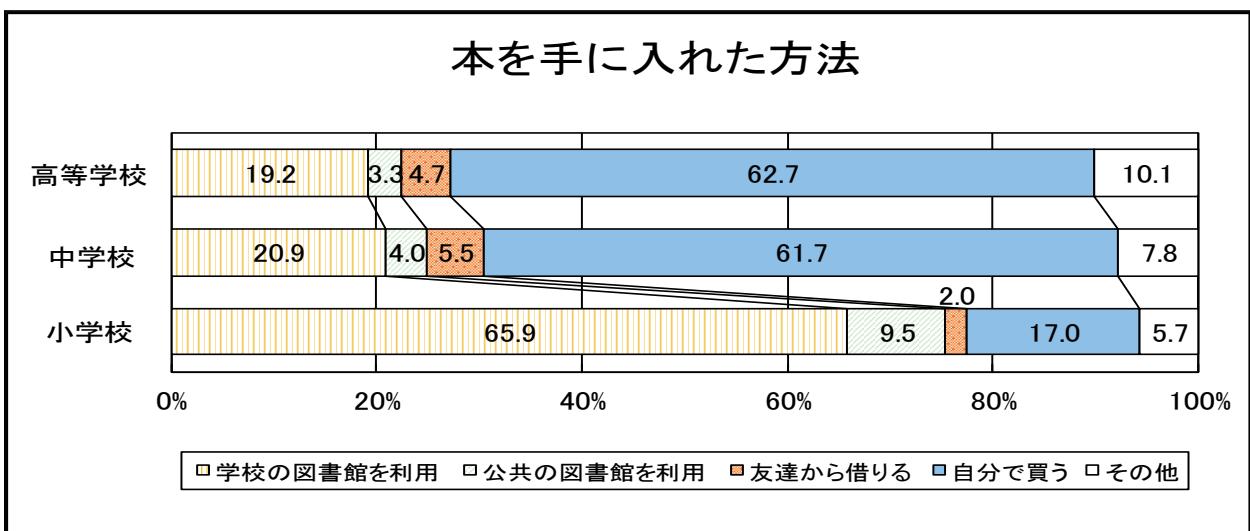
【グラフ5】



5 「本を手に入れた方法」について（【グラフ6】参照）

- 小学校では、「**学校の図書館を利用**」と回答した児童の割合が**すべての学年において最も高く**、小学生全体では**65.9%**を占める。続いて「**自分で買う**」と回答した児童の割合が**17.0%**となっている。
- 中学校では、「**自分で買う**」と回答した生徒の割合が**すべての学年で最も高く**、中学生全体では**61.7%**を占める。続いて「**学校の図書館を利用**」と回答した生徒の割合が**20.9%**となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「**自分で買う**」と回答した生徒の割合が**すべての学年において最も高く**、高校生全体では**62.7%**で、「**学校の図書館を利用**」と回答した生徒の割合が**19.2%**となっている。
- **すべての校種**で、「**学校の図書館を利用**」と回答した児童生徒の割合が前年度に比べて**高く**なっている。

【グラフ6】



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

昭和28年法律第185号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三条中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福島県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1 本県における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること。
- (2) 家庭、地域、学校及び民間団体等の連携・協力に関すること。
- (3) 福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (4) 福島県子ども読書活動推進計画作成に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 推進会議は、学識経験者、社会教育関係者、学校図書館の関係者、公立図書館等の関係者、家庭教育の関係者、読書活動に係るボランティア団体等の関係者等で構成し、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が依頼する。

(任期)

第4 委員の任期は、依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の招集等)

第6 推進会議は、教育長が招集する。

2 推進会議は、必要があるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は、福島県教育庁社会教育課内に置く。

2 事務局は必要に応じて、関係各課の担当によるワーキンググループ会議を開催することができる。なお、ワーキンググループ会議については別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料5

福島県内の公共図書館

	図書館名	郵便番号	住所
* 1	福島県立図書館	〒960-8003	福島市森合字西養山 1
* 2	福島市立図書館	〒960-8018	福島市松木町 1-1
	" 西口ライブラリー	〒960-8053	福島市三河南町 1-20
	" 子どもライブラリー	〒960-8044	福島市早稲町 1-1
* 3	二本松市立二本松図書館	〒964-0917	二本松市本町一丁目 102
	" 岩代図書館	〒964-0313	二本松市小浜字藤町 242
* 4	伊達市立図書館	〒960-0502	伊達市箱崎字川端 7
* 5	本宮市立しらさわ夢図書館	〒969-1203	本宮市白岩字堤崎 500
* 6	郡山市中央図書館	〒963-8876	郡山市麓山一丁目 5-25
	郡山市希望ヶ丘図書館	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 1-5
	" 安積図書館	〒963-0107	郡山市安積一丁目 38
	富久山図書館	〒963-8061	郡山市富久山町福原字泉崎 181-1
	郡山市中央図書館緑ヶ丘分館	〒963-0702	郡山市緑ヶ丘東三丁目 1-21 (郡山市緑ヶ丘ふれあいセンター内)
	" 大槻分館	〒963-0201	郡山市大槻町字中前田 56-1 (郡山市大槻ふれあいセンター内)
	" 三穂田分館	〒963-0129	郡山市三穂田町八幡字東屋敷 6 (郡山市立三穂田公民館内)
	" 喜久田分館	〒963-0541	郡山市喜久田町堀之内字下河原 1 (郡山市喜久田ふれあいセンター内)
	" 日和田分館	〒963-0534	郡山市日和田町字小堰 23-4 (郡山市立日和田公民館内)
	" 湖南分館	〒963-1633	郡山市湖南町福良字家老 9390-4 (郡山市立湖南公民館内)
	" 熱海分館	〒963-1309	郡山市熱海町熱海二丁目 15-1 (郡山市熱海多目的交流施設内)
	" 田村分館	〒963-1154	郡山市田村町岩作字穂多礼 40-3 (郡山市立田村公民館内)
	" 西田分館	〒963-0922	郡山市西田町三丁目字桜内 259 (郡山市立西田公民館内)
	" 中田分館	〒963-0833	郡山市中田町下枝字大平 358 (郡山市立中田公民館内)
* 7	須賀川市中央図書館	〒962-0845	須賀川市中町 4-1
	" 長沼図書館	〒962-0203	須賀川市長沼町字金町 85
	" 岩瀬図書館	〒962-0302	須賀川市柱田字中地前 22
* 8	田村市図書館	〒963-4312	田村市船引町船引字扇田 19
	" 滝根分館	〒963-3602	田村市滝根町神俣字町 48-1
	" 大越分館	〒963-4192	田村市大越町上大越字水神宮 62-1
	" 都路分館	〒963-4701	田村市都路町古道字本町 33-4
	" 常葉分館	〒963-4602	田村町常葉町常葉町裏 1
* 9	白河市立図書館	〒961-0957	白河市道場小路 96-5
	" 東図書館	〒961-0303	白河市東釜子字狐内 47
	" 表郷図書館	〒961-0416	白河市表郷金山字長者久保 2
	" 大信図書館	〒969-0309	白河市大信町屋字沢田 25

	図書館名	郵便番号	住所
*10	会津若松市立会津図書館	〒965-0871	会津若松市栄町3-50
*11	喜多方市立図書館	〒966-0822	喜多方市字柳原7503-1
*12	相馬市図書館	〒976-0042	相馬市中村字塚ノ町65-16
*13	南相馬市立中央図書館	〒975-0004	南相馬市原町区旭町二丁目7-1
	〃 小高図書館	〒979-2124	南相馬市小高区本町二丁目89-1
	〃 鹿島図書館	〒979-2333	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1
*14	いわき市立いわき総合図書館	〒970-8026	いわき市平字田町120
	〃 小名浜図書館	〒971-8166	いわき市小名浜愛宕上7-2
	〃 勿来図書館	〒974-8261	いわき市植田町南町一丁目2-2
	〃 常盤図書館	〒972-8318	いわき市常磐関船町作田1
	〃 内郷図書館	〒973-8403	いわき市内郷綴町榎下40-1
	〃 四倉図書館	〒979-0201	いわき市四倉町字東一丁目50
15	鏡石町図書館	〒969-0404	岩瀬郡鏡石町旭町440-6
16	石川町立図書館	〒963-7852	石川郡石川町字関根165
17	浅川町立あさかわ図書館	〒963-6217	石川郡浅川町大字菘輪字山敷田75
18	古殿町図書館	〒963-8304	石川郡古殿町大字松川字横川235
*19	三春町民図書館	〒963-7759	田村郡三春町字大町12-1
*20	小野町ふるさと文化の館	〒963-3401	田村郡小野町大字小野新町字中通2
*21	矢吹町図書館	〒969-0271	西白河郡矢吹町小松481
*22	泉崎図書館	〒969-0101	西白河郡泉崎村泉崎字館24-9
23	棚倉町立図書館	〒963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町21-1
24	矢祭もったいない図書館	〒963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25
25	塙町立図書館	〒963-5405	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6
26	鮫川村図書館	〒963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-2
27	猪苗代町図書館	〒969-3123	耶麻郡猪苗代町字古城町132-7
28	会津美里町図書館	〒969-6292	大沼郡会津美里町字新布才地1
*29	南会津町図書館	〒967-0004	南会津郡南会津町田島字宮本東22
*30	新地町図書館	〒979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1
*31	富岡町図書館	〒979-1151	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
*32	大熊町図書館	〒979-1308	双葉郡大熊町大字下野上字大野669-3
	大熊町教育委員会教育総務課	〒965-0873	会津若松市追手町2-41
33	双葉町図書館	〒979-1471	双葉郡双葉町大字長塚字鬼木1
	双葉町教育委員会教育総務課	〒974-8261	いわき市植田町中央1丁目16-13 エムケービル2F
*34	浪江町図書館	〒979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6-1
	浪江町教育委員会事務局生涯学習係 (浪江町地域スポーツセンター)	〒979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字下洗田5-2
35	公益財団法人金森和心会 クローバー子供図書館	〒963-8851	郡山市開成六丁目346-1

※ 番号左に*のついている図書館は、福島県図書館情報ネットワーク事業「横断検索参加館」。その他に、福島県男女共生センター、西郷村中央公民館図書室も横断検索参加館となっている。

資料6

第四次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会

(1) 委員

委嘱の区分	所属・役職等	氏名
学識経験者	国立大学法人福島大学名誉教授	高野 保夫
社会教育関係者	福島県PTA連合会副会長	大石みどり
学校図書館関係者	福島県学校図書館協議会会長	湯田千賀子
公立図書館等の関係者	小野町ふるさと文化の館 副主幹兼司書兼学芸員	籠田まき子
家庭教育関係者	福島県家庭教育インストラクター 協議会	矢吹 貴美
読書ボランティア団体の関係者	NPO法人夢ネットワーク理事長	藍原恵美子
幼児の読書推進に係る団体等の 関係者	平田村立小平子ども園保育教諭	桑原 真希

※ 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会は福島県子ども読書活動推進会議委員を兼ねる

(2) 開催状況

開催月日	場 所	会 議 概 要
R 1. 6. 18	自治会館	第三次計画期間の成果と課題の意見交換
R 1. 7. 18	杉妻会館	骨子案協議
R 1. 10. 3	自治会館	素案協議
R 1. 11. 28	自治会館	素案再協議
R 2. 1. 30	杉妻会館	最終案協議



キビタン

福島県の鳥「キビタキ」をモチーフにしたキャラクター。

1995年8月21日生まれ。「キビママ」「キビィ」「キビマル」と4人家族。未来に羽ばたく福島県の復興シンボルとして活躍しています。

令和2年度からおおむね5年間、

本計画にそって、

子どもの読書活動推進の

取組を進めます。



第四次**福島県**子ども読書活動推進計画

～ **ふくしまの未来をひらく 読書の力** ～

福島県教育委員会

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

TEL(024)521-7799 FAX(024)521-7974